新宿区教育委員会会議録

平成31年第1回定例会

平成 3 1 年 1 月 7 日

新宿区教育委員会

平成31年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成31年1月7日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時42分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教育長職務代理者 菊 田 史 子 委 員 今 野 雅 裕 委 員 古 笛 恵 子 委 員 羽 原 清 雅

委 員 星 野 洋

欠席者

教 育 長 酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

秀 之 次 長 山田 中央図書館長 佐 藤 之 哉 教育調整課長 齊 藤 正之 教育指導課 長 長 田 和 義 学 教育支援課長 学校運営課長 志原 菊 茂雄 島 主任指導主事 小 林 力 統 括 指 導 主 事 坂 元 竜 統 括 指 導 主 事 波多江 誠

書記

 教育調整課
 事

 主
 事

 有調整課
 事

 資
 理

 保

 財

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基

 基
 </

議事日程

議 案

日程第1 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改 正について

日程第2 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

報告

- 1 平成30年第4回新宿区議会定例会における代表質問答弁要旨について(次長)
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長職務代理者 ただいまから平成31年新宿区教育委員会第1回定例会を開催いたします。 初めに、酒井教育長におかれましては、御病気のため、本日の会議を欠席しております。 したがいまして、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項 に基づき、職務代理者である私が議事進行いたします。よろしくお願いいたします。

本日の会議には、酒井教育長が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

〇古笛委員 承りました。

- ◎ 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- ◎ 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- ○教育長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

それでは、第1号議案及び第2号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案及び第2号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

初めに、第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学 校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてです。

改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正にあわせ、補償基礎額について同様の改正を行うものでございます。

議案文を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

補償基礎額を規定しております別表(第5条関係)の補償基礎額表につきまして、下線部のところが今回の改正部分となっております。

この表中、学校医及び学校歯科医の補償基礎額につきましては、5年未満のところで36円、 5年以上10年未満のところで6円の増額となっております。

また、学校薬剤師の補償基礎額につきましては、5年未満のところで18円の増額としております。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定につきましては、施行日以後に支給 すべき事由が生じた補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償 年金及び遺族補償年金で、施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について 適用するもので、その他の補償基礎額については従前のとおりとします。

第1号議案の提案理由ですが、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について御 説明いたします。

本議案の改正理由といたしましては、新宿区子ども・子育て支援法施行規則の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、改正の1点目ですが、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の 施行に伴いまして、幼稚園や保育園、認定子ども園等の利用を希望する場合に発行されてい た支給認定証の交付が任意化され、保護者から申請があった場合に交付することとし、申請 がない場合には、支給認定証番号等を記載した通知書の送付に代えることができるとされた ものでございます。

これに伴い、新宿区におきましても、昨年12月に新宿区子ども・子育て支援法施行規則を 改正し、同様の取り扱いを行うため規定の整備を行ったところで、今回は、新宿区立幼稚園 条例施行規則においても同様の規定整備を行うものでございます。

改正の2点目といたしましては、自然災害等の被災者に対する配慮に関する国からの通知 を踏まえ、災害等に対する減免規定を整備するものです。

現在は、東日本大震災に関する規定のみ特例として設けられておりましたが、それ以外の 自然災害の場合にも柔軟に対応できるよう、規定を整備するものです。

それでは、こちらは議案書から2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、入園の申請を規定した第6条の第1項について、現行では、入園申請書にあわせて 支給認定証の写しを添付することとなっておりましたが、改正後は、この支給認定証の交付 を受けていない場合には、新たに交付される通知書の写しを添付する規定を下線部のとおり 設けることといたします。

これに伴いまして、これまで第13条の2の第1項に子ども・子育て支援法施行規則の法令番号が規定されておりましたが、改正後の第6条第1項に先に規定することとなることから、第13条の2第1項では削除するものでございます。

続きまして、第16条第1項の第4号及び第5号において減免規定の整備を行うものです。 初めに、第4号として、養育里親の減免について新たに規定するものです。

こちらは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、養育里親の保育料等について減免すべき ところ、これまで規定が明記されていなかったため、新たに下線部のとおり新設するもので す。

次の第5号につきましては、裏面をごらんください。

現行の第5号では、保護者の失業等により保育料の支払いが困難と認められる場合に、入 園料の減免の規定を設けていたものですが、こちらに災害等の場合にも減免できる規定を下 線部のとおり整備するものです。

なお、その下の附則の部分、第2項については、東日本大震災に係る入園料等の減免の特例をこちらで設けていたものですが、先ほどの第5号の改正によりまして、その趣旨が達成できることから、こちらは削除するものとします。

これに伴いまして、附則第1項のところも見出しと項番号は削除いたします。

最後に、第8号様式についてです。8号様式につきましては減免規定の改正を踏まえた整理を、申請書がついてきておりますが、下線部のとおり修正を行います。また、元号改正に伴いまして、それに備えた表記を削除するといった対応もとってまいります。

施行日ですが、本規則の公布の日から施行するものとし、同日以後に行われる保育料等の 減免の申請について、適用するものといたします。

第2号議案の提案理由ですが、新宿区子ども・子育て支援法施行規則の改正等に伴い、規 定の整備を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長職務代理者 説明が終わりました。

第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

〇教育長職務代理者 御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

- ○教育長職務代理者 第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。
 次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
- ○羽原委員 何か含みがあって聞くわけではないですが、2号議案の1枚目の「男・女」を外すと、そうではないと感じている人は、どういう表記をするべきですか。
- ○学校運営課長 規定の中で、男・女の別を最初から印刷している状況から外したというところなのですが、こちらはどちらを先に表記するかですとか、昨今の流れを踏まえて、こちらを先に印字することをやめているところでございます。特に、「男・女」との表記を拒まれるといいましょうか、記載いただくのが困難な場合につきましては、その部分は都度、申請者の方とお話をして入れていただくという柔軟な対応もとれますので、そういったことから「男・女」という表記は、印刷から外しているというものでございます。
- ○羽原委員 幼稚園などは、そういう記載がはっきりとないと、困らないかなと。空白にした人に対して、質問するということはあり得るけれども、何だかね。含みはないというのは、そういう意味なんです。峻別しろという意味ではなくて、例えば行政的に聞かれたときに、どういうふうに書いてくださいと答えるのかなという、そういう意味なんです。だから、自由に書いてくれという趣旨なら、それはそれで理解はできないことはないんだけれども。長年2種類で分けていたものが3種類、4種類と出てくると、表記がどうなっていくのかなという全く素朴な質問があってですね。この表現は割に難しい、微妙な問題ですから、無理に答えなくてもいいですが。
- ○学校運営課長 おおむねの方は「男・女」とお書きいただけるのだと思うのですが、それ以外の表記を御希望された方につきましては、その表記をしていただくという方針になるのかなというところです。

現在、学校運営課では、どういう表記をしてくださいと例示するような準備はしていない ところでございます。なるべく申請者の方の御希望に沿った形で御記入いただければという ことで、空白にしているものでございます。

○羽原委員 古笛先生にも伺いたいんだけれども、憲法の中に男女同権という表現があるかど うかすぐわからないけれども、男女同権というような言葉は使いにくい世の中になるかなと。 男女の峻別よりは、人間という、人間同権であるということで、そのもとに男女があるとい うような形で憲法改正するんだったら、その方がいいと僕は個人的には思っているのですが、 男女等同権というのも変だし、それは法的にはどうなんでしょうか。

- ○古笛委員 私も、その分野の専門家ではないんですけれども、少なくとも弁護士会では、昔は女性の権利委員会という言い方をしていたのが、両性の平等の委員会という形に名前が変わっています。ただ、そこではやっぱり男性と女性というものを一応想定した形にはなっていますけれども、今後、今回のように男性・女性という2つに分けるということでいいのかどうかという議論は出てくるのではないかと思います。生物学的に分けるということや、社会学的に分けるということが実際にはあって、やはり今現在としては、少なくとも日本では、新聞にも出ていましたように同性婚というものは認められていないような状況ですので、特に男女という言葉を使ってはいけないですとか、男女を分けることが問題だということではないのだと思うのですけれども、そこで、抵抗を感じる方に対してどういう配慮ができるか、ということを今後考えていくとよいのではないかと、個人的には思っています。
- ○羽原委員 例えば両性というと、言葉は逃げているけれども、男女2つですね。
- **○古笛委員** そうなんです。
- ○羽原委員 だから、ややこしく言う時代になったなと思うけれども、適当ないい表現があるのかなと思いましてね。それを行政や法律のプロの方に、ぜひお教えいただきたいなと、そういう意味なんです。
- **〇古笛委員** 教えるというほどではないのですが。
- ○羽原委員 他意はないんですよ。第三の性という言葉は昔からあって、それが社会的に認められつつあると。だから、それをどう表現していく時代になるのかなと、ちょっと知りたかったんです。多分、皆さんも知りたいんじゃないかなと思うんですよ。幼稚園に入ったときに男か女か、あるいは第三の性か、これを書くことを求められると、余り触れられたくないねという子どももいるだろうし、どう書いたらいいのかという保護者もいると思うんですね。そのあたり、これからの社会でどう扱っていくのかなと、割に興味があったんです。
- ○教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございませんか。

○星野委員 私は学校医をやっておりますので、健診などをするんですけれども、幼稚園はいいとしても、小学校、中学校になってくると、健診は基本的に男女で分けてやっているんですよね。親の判断で第三の性になった場合は別としても、女子の中に外見が男子の子が入っ

てきたりとか、そういう課題が将来出てくると思うんですね。ですから、やはり今のうちからそういうことへの対策は練っておかないといけないかなと、ちょっと考えました。

- ○教育長職務代理者 ほかに御意見はございますか。
- **〇古笛委員** 今、各先生からお話があったとおり、実際にそうした課題が起きたときにどうい う対応をするかというところは、やはりこれから考えていかなければならないのだと思いま す。

実際問題として、気持ちとしては女性なんだけれども外見が男性の人が、女性と全く同じように、女子トイレを使ったり、女性と同じ更衣室を使ったりするのがいいのかということは、それはもう子どもだけではなく、社会に出た人たちにも勤務先で同じような課題があるんですよね。実際には、それに配慮して、トイレに関しては「誰でもトイレ」みたいなところを利用するであるとか、そういう対応があるわけですけれども、まだまだ学校教育のレベルではさほど大きな問題にはなっていないかもしれないけれども、今後を見据えると、そういった課題も出てくるのではないかと思います。

○次長 ただ今、こちらの申請書の性別欄の記載を初めとして、施設の利用や、あるいは学校の健康診断、幾つかの事例が委員の皆さんの中でも御議論としてございました。

今、区では、子ども家庭部に男女共同参画推進課という部署がございますけれども、そちらを事務局としまして、全庁でどのような状況にあるのか、あるいは課題はどういうところにあるのかというような調査も始まっております。そうした中で、いずれ、一定の時期に新宿区としての方向性や考え方、そういうところも整理がなされてくると思いますので、そうしたところも含めて、しっかりと御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はないでしょうか。

〔発言する者なし〕

〇教育長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長職務代理者 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成 3 0 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

○教育長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、平成30年第4回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について、 御報告をさせていただきます。

去る平成30年11月29日及び30日、5つの会派からの代表質問、また、1人の議員からの一般質問という形で、教育委員会に対してご質問を頂戴しております。その質問と答弁の要旨について、報告1の資料に基づきまして、報告をさせていただくものとなります。

まず、1ページ目、自由民主党・無所属クラブからです。

代表質問の1番、基本政策の第一「暮らしやすさ1番の新宿」について、ということでの 質問になります。

こちらでは、区長の所信で最初に取り上げられていたのが「健康寿命の延伸」である。健康や健康寿命の延伸は中高年齢者の問題と考えがちだが、運動不足や食生活など、子どもの生活習慣も非常に大きな問題となってきている。そうした中で、学校ではどのような指導を行っているのか、との質問を頂戴してございます。

これに対する答弁です。小・中学校では、生活習慣病について、心臓病や歯周病などを取り上げ、日々の生活の中で、健康な生活を送ることの大切さについて指導している。そうした中で、小学校の体育科保健領域での取組、中学校の保健体育科保健分野での取組等について申し上げるとともに、今後もこれらの取組を通して、義務教育段階から健康な生活と生活習慣病の予防についての理解を深めていくということで、お答えをしております。

また、一般質問では、渡辺議員から、東京2020大会ボランティアについてということで、 質問を頂戴しております。

2ページへお進みください。

教育委員会に対しては、特に中学生との関係について質問を頂戴したところでございます。 中学生は、より自発的・主体的に東京2020大会や関連事業、ボランティア活動・体験事業に 参画することで、ボランティアマインドが醸成され、大会後もさまざまな社会貢献活動に参 加する、共生・共助社会を担う人材として育成していくことが重要と考える。

そうした中で、中学生が自発的・主体的にボランティア活動・体験等に取り組む機会を創

出していくべきと考えるが、御所見を伺うということで質問を頂戴しております。

これに対する答弁です。

ホストシティである新宿区の中学生のボランティアマインドを育んでいくことは、これからの国際社会や共生・共助の社会を担う人材の育成につながるものと認識している。

より多くの中学生が東京2020大会に主体的に参画する機会を創出していくことが必要であると認識しており、学校やPTAなどの意見も伺いつつ、東京2020大会を契機とした中学生のボランティアマインドの醸成を図る事業についても積極的に検討していくということで、お答えをしております。

その下が、新宿区議会公明党からになります。

公明党からは、区長の所信表明について、全小中学校の体育館等の空調整備について、オリンピック・パラリンピックにおける子どもたちの競技観戦について、幼児期の特別支援教育の支援についてということで、4つのテーマについて質問を頂戴してございます。

1つ目、区長の所信表明についてでは、今回、第4回区議会定例会に上程された補正予算には、小・中学校の就学予定者への新入学の学用品の単価が増額された内容が計上されているが、その経緯について説明をされたいということで、質問を頂戴しております。

答弁は記載のとおりです。

2つ目が、全小中学校の体育館等の空調整備についてということで、3ページにお進みください。

こちらは具体的には2点についてです。1行目、各学校施設の立地条件による検討が必要であると考えるが、現在の進捗状況と課題について所見を伺うという点。

2点目は(2)の2行目の後段になります。リースによる空調設備についても都の補助対象とするよう公明党として要望しているが、こうしたことを含め、空調設備の調達についてどのように進めていくのか、教育委員会の所見を伺うという点。併せて、設置のスケジュールについて、今後どのように進めていくのか伺うということで、質問を頂戴しております。

答弁については、記載のとおりでございます。

それから3つ目、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子どもたちの 競技観戦についてでございます。

(1) のところ、平成30年10月5日、東京都から東京2020大会の観戦について、観戦の目的、参加対象、観戦競技、必要経費、今後の予定の5つの項目により方針が示された。新宿区としては、都が示した方針の中で今後どのように進めていくのか伺うという点。

- (2) として、2行目後段からですが、平成29年度からは、全校が障害者スポーツ体験事業を実施している。今年度から始まった第一次実行計画でも、「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」の中に「障害者理解教育の推進」があるが、現在までの進捗状況と、今後の課題について伺うという点。
- (3) として、東京都は、都内の学校に在籍し、観戦を希望する全ての子どもたちを対象に、観戦チケットを用意するとしている。しかし、東京2020大会の開催期間はほぼ夏休みの期間となる。子どもたちがこの機会を逃すことのないよう、教育委員会として観戦を希望する全ての子どもたちが参加できるようにすべきと考えるが、いかがかという点で、質問をいただいております。
 - (1)、(2)については、答弁内容は記載のとおりでございます。
- (3) については、希望する全ての子どもたちが東京2020大会を観戦できるよう、夏季休業期間中であっても、教育課程の編成を含め、調整を進めていくということでお答えをしているところでございます。

その次が、幼児期の特別支援教育の支援についての質問です。

(1) の4行目、区立幼稚園に発達障害の園児は何人いるのか、そのお子さんを補助する ための人員配置をどうしているか、具体的にどのようなサポートをされているのかというこ とで、質問を頂戴しております。

また、その次の段落では、私立幼稚園に通う発達障害児への支援について、教育委員会の考えを伺うという点。

(2)では、幼児教育の無償化の動きを注視をしながら、今まで以上に私立幼稚園に在園する発達障害児の実態を把握する必要があると考えている。その上で、特別支援教育の拡充の観点から、補助金の拡充を必要とする私立幼稚園への支援を図るべきと考えるが、所見を伺うということで質問を頂戴しております。

これに対する答弁は、5ページ上段にございますが、記載のとおりでございます。

続いて5ページの中ほど、日本共産党新宿区議会議員団からです。

こちらからは、1番として、区立小中学校体育館等の空調設備の設置についてということで、記載のとおりの質問、答弁となってございます。

また、2番として、学校給食の無償化について、質問を頂戴しております。答弁は記載の とおりでございます。

6ページの下の方にお進みいただきまして、社民党新宿区議会議員団です。

区長就任にあたっての所信についてということで、(1)では、教員の勤務環境の改善・働き方改革第二次報告書に基づき、タイムレコーダーの導入等の取組が行われているが、1 週当たりの勤務時間が60時間を超える教員ゼロを目指すとの当面の目標について、早急な具体的成果を求めたいとされた上で、タイムレコーダーの導入により、教員の労働時間の実態が把握されていると思うが、どのような実態か、具体的な数値をお示しいただきたいということで、質問を頂戴しております。

(2)では、問題は、いかに過労死ラインと言われる月80時間を超える時間外労働をなくすかである。前述した当面の目標がどこまで進み、解決すべき課題は何なのか、答弁を求めるとの質問を頂戴しております。

7ページにお進みいただきまして、答弁については記載のとおりとなってございます。 次に、新宿の明るい未来を創る会からです。

区長就任に当たっての所信についてということで、2点、質問を頂戴しております。

- (1)では、平成30年度からの新規事業として、地域協働学校の小・中学校連携をモデル的に実施しているが、これまでの四谷地区での実施で見えてきた課題をどのように捉えているか。
- (2) として、小・中学校の通学区域のズレは、小中一環教育の効率や効果に影響を与えるとする専門家の見解もある中で、この小・中学校における通学区域のズレと、中学校は学校選択制度があるという課題についてどのように捉え、新宿区としての小・中連携を進めていくつもりか伺うということで、質問を頂戴しております。

答弁については7ページから8ページに記載のとおりとなってございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

- **〇羽原委員** 3ページの3番の(3)、都内の子どもたち、これは小・中学校ですか。
- ○教育指導課長 こちらにつきましては、幼稚園も対象に含まれております。
- ○羽原委員 これは多分、1学期から、あるいは1学期の途中からでも、近県の子どもたちが流入してくるのではないですかね。これは社会現象として起こり得るのではないかと思いましてね。これを拒否はできないし、流入するなとも言えないから、結局数を少し多目に見ておかないといけないという事情が出てくるんじゃないかなと、これを読んでいて直感的に思いましたね。

○教育指導課長 現在、東京都から意向の確認がございまして、まずは、今現在の参加希望の、 最大の観戦を希望する学年というところで報告させていただいております。

また、この後、さらに詳細な希望調査等がございまして、東京都もそのあたり、多少の児 童・生徒数、園児の増減には対応できるのではないかと期待をしているところでございます。

- ○羽原委員 もう一つ。5ページの私立幼稚園の発達障害児というのは、私立であっても、若 干は数値を把握されていますか。
- ○学校運営課長 私立の発達障害児保育の実態ですが、実は私立幼稚園の中でそういったケアが必要なお子さんというのは各園で認識はしているのですが、実際に東京都もしくは区が、そのお子さんに対して判定をしているような実態はない状況でございます。

そういった中で、発達障害の度合いですとか種類について、これからきちんと把握してい く必要があるということで、この部分につきましては私立幼稚園の御協力、または園児の保 護者の方の御協力が必要になってきます。

そういったところは今後どのように進めていくか、引き続き私立幼稚園の園長会等で議論 していきたいと考えております。

- ○羽原委員 幼稚園は、あまり最初から入れすぎないような仕組みを考えている部分はあろうかと思います。ただ、保育園については、同等の措置をとるのかどうか。もちろん幼稚園と保育園というところについて、連携をとっておいでだとは思いますが、こういう場合にはあまり幼稚園と保育園とを区別した扱いにしないほうがいい。どうしても生活水準的に言うと、特に私立のようなところだと、保育園のほうがどうしても大変というような部分があるかもしれないが、かなり一体化した施策でないと。同等の措置が講じられるように工夫をしてほしいなと思います。
- ○学校運営課長 ただ今御指摘いただきましたとおり、そういった施策について、子ども家庭部とともに歩んでいくというスタンスは非常に重要だと考えております。これまでも、子ども総合センターの発達支援コーナー「あいあい」等の関係で、私立幼稚園、区立幼稚園、また、子ども家庭部との連携は密にとってきたところでございますが、こういった対応も、きちんと子ども家庭部と連携しながら進めていきたいと考えております。
- ○星野委員 その件について、別途言う機会があるかと思いますが、他の地方で行われている、 5歳児の時に一斉に発達障害を発見するような健診を行っている地域もありますので、一つ 一つの園でやるというよりは、全区で一斉に5歳児を集めて健診を実施してしまったほうが 早いのではないかなというのが僕の意見です。

- ○教育長職務代理者 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。
- **〇羽原委員** 5ページにある学校給食の無償化、これは厳しい家庭環境の子どもたちにとって は非常にありがたいということは、すごく評価されている。

ただ、無償化といったときに、高給取りのお子さんまでも無償化なのか。僕は、どうも、 それは下手をすると悪平等を指すのではないかと思いましてね。払えるであろう水準以上の 人には、無償化はこらえてもらうと。国会の論議では一律のような扱いをしているし、この 政党もそのような表現をしているけれども、生活にゆとりのあるであろう水準の家庭につい ては、なるべく自弁でやってもらうというような、そうした配慮がやっぱりあるべきだと僕 は思っているのですけれどもね。

○学校運営課長 ただ今委員が御指摘のとおり、区の考え方としましては、この給食の無償化については、子どもの貧困対策ということで、就学援助の充実によって真に支援が必要な御家庭に対しては、給食の実質無償化をしている状況でございます。

国の動向も踏まえ、学校給食の無償化については前年度、29年度にも議論がされているかと思いますが、そうした中で、今年の10月に始まる幼児教育の無償化におきましても、給食つまり食費の部分に関しては実費という判断がされているところでございます。

そういった中で、また近々に学校給食が全体的に無償化になるという動きは、今のところ 想定はしてございませんが、区としましては、引き続き、就学援助の充実の部分から、真に 支援の必要な御家庭に対して無償化を行っていきたいと考えております。

- **〇羽原委員** ありがとうございます。
- ○教育長職務代理者 よろしいでしょうか。
- **○星野委員** 1ページ目の生活習慣病に関するところですが、医師会では教育委員会の委託を 受けて生活習慣病予防健診を行っているんですけれども、できればちょっと触れてほしかっ たなと思います。
- 〇教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

私からも1つ。先ほどの発達障害の件ですが、親の会活動を通じて、やはり5歳児のスクリーニングというのは必要とされているのかなというふうに思っています。それで、小さいうちに発見することが大事なのはなぜかというと、子どもたちへの手当が行き届くということも大事ですけれども、保護者を不安にしないということもすごく大事なことなんだと思うんです。その場合に、教育委員会としては、発達障害があっても、この子を一緒に育ててい

きますよ、というように、自信を持ってこの子たちを一緒に育てていきましょうと言える体制を整えていただきたいと思います。そして、しっかりそのことを保護者に伝えていただいて、保護者を不安にさせない体制をとっていただきたいと思います。

以上です。

ほかに御質問はないでしょうか。

[発言する者なし]

O教育長職務代理者 それでは、ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

- ○教育長職務代理者 次に報告2、その他ですが、事務局からの報告事項がありますでしょうか。
- **〇教育調整課長** 特にございません。

◎ 閉 会

〇教育長職務代理者 それでは、以上で本日の教育委員会を終了いたします。

午後 2時42分閉会